



FAIRTRADE
JAPAN

Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

例外規定

R-20

目次

1	目的	2
2	関連書類	2
3	例外適用の判断基準	2
4	例外の種類	2
4-1	カテゴリーA	2
4-1-1	製品原料（食品）に関する例外（トレーダー基準 2.2）	2
4-1-2	Retroactive Certification : レトロ認証	5
4-1-3	Product compensation : 製品（原料）代償	5
4-1-4	その他 カテゴリーAの例外	5
4-2	カテゴリーB	6
4-2-1	特殊な状況下における例外	6
4-2-2	危険物資リスト（Hazardous Materials List : HML）に記載のある禁止物質の使用	7
4-2-3	Collective Exceptions : 集合的例外	7
4-3	製品パッケージ・販促物に関する例外	8
4-4	その他ブランドインテグリティ委員会（Brand Integrity Committee）により承認される例外	8
5	例外承認機関	8
6	例外申請方法	9
6-1	FLJ への申請	9
6-1-1	CONNECT 経由での例外申請	9
6-1-2	申請書を使用する例外申請	10
6-2	国際フェアトレードラベル機構 例外委員会への申請	10
6-3	国際フェアトレードラベル機構 ブランドインテグリティ委員会への申請	11
7	例外適用期間	12
8	例外適用事例の公表	12
9	結果の異議申し立て	12

1 目的

本規定書は、国際フェアトレード基準に関する例外の種類について定義するとともに、日本で認証・ライセンス業務を行うフェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、FLJ）の例外適用手順について定める。

2 関連書類

R-01 用語規定

国際フェアトレード基準

[Fairtrade International Exception Policy](#)

3 例外適用の判断基準

FLJは、以下の判断基準に従って例外適用の判断を行うものとする。

- (1) フェアトレードの使命の遂行に前進をもたらすこと。
- (2) 例外適用が最後の手段としての位置づけであること。
- (3) フェアトレード生産者・労働者に総合的かつ長い期間に渡り恩恵がもたらされること。
- (4) フェアトレードの信頼性を保持するために、リスク分析がなされリスクが最小限になる考慮がなされていること。
- (5) 他の認証事業者より極めて有利になるような機会を特定の事業者に提供する事態にならないこと。
- (6) 同じような状況下において、繰り返し例外を適用するような先例にしないこと。
- (7) 例外の有効期限を設定し、例外適用を延長する場合にはレビューを必ず行うこと。
- (8) 例外該当部分となる国際フェアトレード基準が改定された場合には、再度レビューを行うこと。
- (9) 例外適用の条件を設定すること（認証事業者が実行するアクションなど）。
- (10) 例外適応の条件を含め、適切に文書化すること。

4 例外の種類

4-1 カテゴリーA

特定の要件が満たされていれば、基本ルールからの逸脱として認められる項目をカテゴリーAとして分類する。このような例外を承認する要件の詳細は、本規定書の他、国際フェアトレード基準、関連する規定書、または [Fairtrade International Exception Policy](#) で定義される。

4-1-1 製品原料（食品）に関する例外（トレーダー基準 2.2）

製品原料（食品）に適用される例外は、タイプⅠとタイプⅡに分類される。なお、例外が適用される場合でも、製品重量（加工前）に占めるフェアトレード認証原材料（以下、「認証原料」）の含有重量は20%以上でなければならない。

タイプⅠ

次に挙げるタイプⅠの例外は、認証製品管理システム **CONNECT** を通して **FLJ** ライセンスグループによって承認される。

タイプ I -(1) 供給不足 (Supply Shortage)

認証原料の調達、干ばつ、自然災害、ストライキ、戦争、また同等のトレーダーの制御を超えた理由で暫定的に不可能な場合

ライセンサーは、認証原料の調達可能性を調査した上で、供給不可能な理由を証明し、非認証原料を使用する例外適用の申請をすることができる。

タイプ I -(2) 品質上の理由 (Inadequate Quality)

入手可能な認証原材料の品質が原因で、避けがたい技術的な問題が生じる場合

入手可能な認証原料が複合材料製品の原料として使用するのに適さない場合、ライセンサーは例外申請をすることができる。その場合には、品質管理責任者の署名がなされた、該当原料が最終製品に適さない根拠を示す書類を提出しなければならない。

避けがたい技術的な理由の例として以下を挙げる。

- ①風味の問題：認証原料を用いる事により、最終製品の風味が損なわれたり味に悪い影響を及ぼしたりする場合。
- ②混入物：基準を超える異物、かび、菌、微生物やそれに類似するものが認証原料に混入している場合。
- ③ 他の認証：有機、コーシャ (Kosher) などの主潮的な認証が最終製品を特徴づける要素であり、それら認証の基準を満たす認証原料が調達できない場合。

タイプ I -(3) 調達における制約 (Sourcing constraints)

認証原料は調達可能であるが、最小注文数が認証事業者の必要以上であるか、輸出入を禁止する制約がある場合

以下のケースに該当する場合は、「調達における制約」として例外の適用を認める。

■傷みにくい認証原料

最少輸入量又は発注量が、12 カ月間の製造で必要とされる量を超過する場合。または最少輸入量、発注量で購入した場合、消費するまでの間に最終製品の品質や風味に影響を与える場合。

■傷みやすい認証原料 (生鮮果物など)

最少輸入量又は発注量が、妥当な在庫量を超える場合。

タイプ I -(4) 新しい製品基準の設定 (New Standard)

新しい製品基準が公開された場合、および既存の製品基準に新たに対象製品が追加された場合

新しい製品基準が公開されると、新しい認証原料を調達するための時間として、2年間の例外適用期間が、すべての既存の認証事業者に自動的に付与される。調達の問題が、例外適用期間の2年を超えて続く場合、認証事業者は「4-1-3項 製品代償」の例外申請することができる。

タイプ I -(5) 入手不可能な原料 (Unavailable Ingredient)

フェアトレード対象製品ではあるが、その原料がフェアトレード認証事業者より調達する事が困難な場合

承認委員会が作成する **Unavailable List** に記載されている原料は、自動的に例外が適用される。認証事業者は、認証原料の調達に関し調査を行う必要はない。

Unavailable List : <http://www.fairtrade.net/standards/our-standards/trade-standard.html>

Unavailable List に記載されていない原料に関しては、ライセンシーは認証原料の調達が可能であるかの調査を必ず行わなければならない。調査の結果調達ができないと分かった場合、原則として3組織以上の原料供給組織から通知された入手できない理由を示す文書を提出しなければならない。

タイプ II

以下のタイプ II 例外は、例外委員会によって承認される。

タイプ II -(1) 供給量不足の原材料 (Transitioning Ingredient)

需要に対して認証原材料の供給量が不足しており、認証原料の調達が100%できない場合

認証原料が入手可能であり製造、販売されているが、必要とする十分な量の認証原料が入手できない場合本例外が適応される。

ただし本例外を適用する場合であっても、製品の発売時には、例外適用原料のうち最低20%以上に認証の原料を使用しなければならない。さらに、発売より1年以内に原料の50%以上を認証の原料に切り替え、2年以内に認証原料を100%使用するといった調達計画を文書にて提出すること。例外適用期間終了前に、認証原料を100%使用する事が困難な場合には、適用期間終了前に例外申請を再度行わなければならない。

タイプ II -(2) 原産地呼称認証を受けている原材料 (Provenance)

原産地呼称管理制度 (※) によって、原産地呼称認証を受けている原材料の場合

※伝統的食材などに対し、品質管理と産品保護のため地域を指定した上で、基準を満たすものに特定原産地の名称を付けて販売することを許可する制度

原産地呼称認証の例としては以下がある。

e.g. Appellation d'origine contrôlée,

Denominación de origen,

Districtus Austria Controllatus,
Denominação de Origem Controlada,

申請する認証事業者は、原産地呼称認証の認証書を提出すること。また、原産地呼称認証を受けている原料を使用する際には、その原料が認証原料でないことが明確に分かるように、製品パッケージに明記すること。

4-1-2 Retroactive Certification : レトロ認証

認証事業者が、認証されたサプライヤーから（フェアトレードではない）通常の条件で製品（原料）を購入し、それを後日認証製品（原料）に変更したいときに適用される。

レトロ認証の例外は、次の評価基準に従って認証機関により承認される。

- (1) 認証事業者は、フェアトレードとして調達できなかったことを証明できること。
- (2) 例外は一時的な措置(例えば、新製品の発売や、生産者の認証取得前に購入した新しい生産者から購入した場合など)であること。
- (3) レトロ認証が適用される前に価格の差額とフェアトレードプレミアムは、サプライヤーに支払われなければならない。

ただし、産品基準で定められている紅茶、砂糖、生鮮果物のレトロ認証は、例外とはみなさない。詳細は、各産品基準を参照のこと。

4-1-3 Product compensation : 製品（原料）代償

輸入組織が、認証を受けていない生産者又はコンベイヤーから、フェアトレード条件でない通常の条件で原料を購入し、後日、認証生産者から同じ数量と同じ品質のものを購入することにより、その原料を認証原料として変更する場合に適用される。ただし、産品基準で定められている製品代償は、「例外」として定義されない。製品代償の例外は、次の評価基準に従って認証機関により承認される。

- (1) 認証事業者は、制御を超えた理由（異常気象などの不可抗力）のためにフェアトレードとして製品（原料）を調達できなかった。
又は
- (2) 予測できない事態であり、かつ認証事業者の制御を超えた理由があり、レトロ認証の適用が不可能であった。

なお、後に購入される認証原料は、先に購入された原料と同じ種類、品質でなければならない。また、認証原料は、代償原料の購入から1年以内に購入されていなければならない。

4-1-4 その他 カテゴリーAの例外

次の例外は、関連する各基準の評価基準に従って、認証機関によって承認される。

- **Physical traceability for composite products, as defined in the Trader Standard (2.1.7)**
トレーダー基準 (2.1.7) で定められた複合材料製品の物理的トレーサビリティ
- **Worktime Exceptions as defined in the:**
以下に定義された作業時間の例外
 - ◇ **Hired Labour Standard (3.5.10 and 3.5.11)**
農園・工場基準
 - ◇ **Textile Standard (3.5.12); and**
テキスタイル基準
 - ◇ **Gold Standard (3.3.29 and 3.3.36)**
金の産品基準
- **Premium distribution as defined in the Hired Labour Standard (2.1.20)**
農園・工場基準 (2.1.20) で定義されたプレミアムの分配
- **Mining in protected areas as defined in the Gold Standard (3.2.21)**
金の産品基準 (3.2.21) で定められた保護地区での採掘
- **Maximum land size for wine grape and cane sugar producers**
ワイン用ぶどう畑とサトウキビ畑の最大土地面積
 - ◇ **Fresh Fruit Standard (1.1.2);**
生鮮果物基準 (1.1.2)
 - ◇ **Cane Sugar Standard (1.1.1)**
サトウキビ産品基準 (1.1.1)

4-2 カテゴリーB

カテゴリーBに分類される例外は、国際フェアトレード基準を完全に順守することによって、基準が意図する本来の意義や、フェアトレードの使命に相反する特別な状況が生じる場合のみ適用される。カテゴリーBの例外は、カテゴリーAで定義されるいずれの例外にも該当しない、特定の状況で許可される。

4-2-1 特殊な状況下における例外

カテゴリーBに代表される特殊な状況を以下に示す。これらの例外は、例外を検証することが可能な認証機関またはライセンス機関によって承認される。

- 不可抗力の事態 (自然・人的災害)
- 組織がコントロール不可能な予期せぬ事態 (例: 法律の改定、害虫の大量発生、突然の価格変更)
- 正当性のある、特定の組織、環境、社会、技術的要因によって引き起こされた特別な事態

- 国際フェアトレード基準やその他規定を厳密に適用することにより、認証原料（製品）の販売を通じてフェアトレード生産者に持続的な恩恵をもたらすことが困難となる場合

4-2-2 危険物資リスト（Hazardous Materials List : HML）に記載のある禁止物質の使用

国際フェアトレードラベル機構は、人間や動物の健康や環境に対して非常に危険であると特定された農薬（殺虫剤を含む）の危険物資リストを作成している。危険物資リストには、フェアトレード製品に使用してはならない成分を定義した、「禁止」物資リスト（レッドリスト）がある。

非常に例外的な状況下において、制御方法や代替手段が他にない場合、認証事業者はレッドリストに記載されている農薬、殺虫剤または化学物質を使用する例外を申請することができる。レッドリストで定義された禁止物資の使用に関する例外は、以下の条件下において、非常に限定された状況でのみ国際フェアトレードラベル機構の監視委員会（Oversight Committee）によって承認される。

- 例外の申請は、認証事業者に代わってそれぞれの認証機関またはライセンス機関によって監視委員会に提出されること。
- 例外適用の有効期間は可能な限り短く設定され、延長はしないものとする。
- 例外は、代替物資の使用が不可能な場合にのみ検討される。
- 例外の適用決定は必ず専門家のアドバイスに基づくものとする。
- 例外に関して、認証事業者または、認証機関/ライセンス機関によって、透明性のある公開されたコミュニケーションがあること
- 認証事業者は、レッドリストに記載された物質の使用を適切に軽減し、人や環境への害をできる限り防ぐ対策を実証すること。
- 認証機関またはライセンス機関が申請者の認証事業者と共に作成したレッドリスト物質の使用を段階的に削減するための監視計画を作成すること。

4-2-3 Collective Exceptions : 集合的例外

特定の地域、国、製品カテゴリーにおいて、すべての認証事業者に影響を与え、フェアトレード基準の要件または要件の完全な適用が一時的に不可能になる状況が発生した場合、集合的例外が許可される。集合的例外は、以下の条件に従って、国際フェアトレードラベル機構の例外委員会によって許可される。

- 集合的例外の申請は、認証機関またはライセンス機関によって例外委員会に提出されること。
例外委員会は、ケースがあまりにも複雑であり、かつ技術的に対応が難しいとみなされた場合には、監視委員会に照会することができる。

- 例外申請は、例外委員会に提出する前に、関連する生産者ネットワーク組織に相談されていること。
- 申請内容は、国際フェアトレード基準の順守が認証事業者の制御を超えるものであること。
例：異常気象、害虫の大量発生などの不可抗力
- 例外は一時的に必要とされるものであり、1年以上の有効期限は認めない。有効期限の延長は、その例外が不可欠な場合のみ適用される。
- 例外に関して、認証事業者または、認証機関/ライセンス機関によって、透明性のある公開されたコミュニケーションがあること。

4-3 製品パッケージ・販促物に関する例外

製品パッケージ、販促物は、国際フェアトレード認証ラベルガイドライン、国際フェアトレード認証コットンラベルガイドライン、国際フェアトレード原料調達制度ラベル（以下、「FSIラベル」）ガイドライン等に従って作成されなければならないが、各ガイドラインに逸脱して認証ラベル、FSIラベルを表示する際には、例外申請を行うものとする。

4-4 その他ブランドインテグリティ委員会（Brand Integrity Committee）により承認される例外

以下の場合、ライセンス機関は、パッケージへの認証ラベルまたはFSIラベルの使用に関し、例外的な使用を許可する前に、フェアトレードブランドインテグリティ委員会または国際フェアトレードラベル機構の承認を得る必要がある。

- 認証ラベルガイドライン、FSIラベルガイドラインに記載されていない各ラベルの表記
- 認証ラベル、FSIラベルのコア原則を変更して使用するとき
- 新しい手順または革新的なパッケージング方法の開発により、認証ラベルまたはFSIラベルの新しい表示方法が導入される場合において、各ガイドラインが更新されるまでに新しい表示方法が適用される場合
- 特定の市場で認証ラベル、FSIラベルの表示方法を変更する必要がある時。ただし、認証ラベルガイドライン、FSIラベルガイドラインに記載されている場合に限る。

5 例外承認機関

国際フェアトレードラベル機構は、例外の承認/非承認の決定を下記の機関に委任している。

例外の種類	参照項目	決定機関
カテゴリーA 製品原料（食品）に関する例外 タイプ I -(1) 供給不足 (Supply Shortage) タイプ I -(2) 品質上の理由 (Inadequate Quality) タイプ I -(3) 調達における制約 (Sourcing constraints) タイプ I -(4) 新しい産品基準の設定 (New Standard) タイプ I -(5) 入手不可能な原料 (Unavailable Ingredient)	4-1-1 項 タイプ I	ライセンス機関（注1）

カテゴリーA 製品原料（食品）に関する例外 タイプII タイプII-(1) 供給量不足の原材料（Transitioning Ingredient） タイプII-(2) 原産地呼称認証を受けている原材料（Provenance）	4-1-1 項 タイプII	例外委員会
カテゴリーA レトロ認証（Retro-certification） 製品(原料)代償（Product compensation）	4-1-2 項 4-1-3 項	認証機関（注2）
その他 カテゴリーAの例外	4-1-4 項	認証機関
カテゴリーB 特殊な状況下における例外	4-2-1 項	認証機関またはライセンス機関（注3）
カテゴリーB 危険物資リストの例外	4-2-2 項	監視委員会
カテゴリーB 集合的例外	4-2-3 項	例外委員会 ※監視委員会と協議することも可
製品パッケージ・販促物に関する例外	4-3 項	ライセンス組織
特定の状況下における認証ラベル・FIS ラベルの例外的使用	4-4 項	①ブランドインテグリティ委員会→②ライセンス機関

（注1）日本の場合はFLJ

（注2）日本の場合は、FLJまたはFLOCERT

（注3）カテゴリーBに分類される例外でFLJによる判断が困難である場合、FLJは国際フェアトレードラベル機構の監視委員会（Oversight Committee）に判断を任せるものとする。監視委員会は申請内容を審査し、承認する場合には例外適用期間、例外適用の条件、計画等を定め、否認する場合にはその理由をFLJを通じて申請者に通知するものとする。

6 例外申請方法

例外申請の手続きは以下の手順に従う。

6-1 FLJ への申請

6-1-1 CONNECT 経由での例外申請

対象

対象：カテゴリーA タイプ I -(1)(2)(3)(4)(5)製品に関する例外
製品パッケージ・販促物に関する例外申請

上記例外は、オンライン製品申請システム **CONNECT** を通して、申請および承認される。なお、表 6.1.1 に例外申請に必要な添付書類を示す。申請の詳細は **CONNECT** のマニュアルを参照のこと。

表 6.1.1 申請に必要な添付書類

例外の種類	添付書類
タイプ I -(1) 供給不足(Supply Shortage)	供給不足であることを示す、調達先からのレターや e-メール等の文書
タイプ I -(2) 品質上の理由 (Inadequate Quality)	研究所でのテスト結果、官能テストの結果など、品質の問題について説明がなされた文書 ※品質管理責任者の署名、または捺印があること。
タイプ I -(3) 調達における制約 (Sourcing constraints)	調達における制約があることを示す、調達先からのレターや e-メール等の文書
タイプ I -(5) 入手不可能な原料 (Unavailable Ingredient) のうち、 リストに記載がない場合	調達ができない事を示す 3 つ以上の原料供給組織からのレター、e メールなどの文書

6-1-2 申請書を使用する例外申請

対象： カテゴリーA その他 カテゴリーB 特殊な状況下における例外

(1) 例外適用申請書の提出

申請者は、例外適用申請書（様式 M）に例外の内容、理由、例外を解除するための行動計画等の必要事項を記載し、事実を証明する添付資料（必要な場合）と共に FLJ へ提出する。申請書には必ず申請における責任者の氏名を記載し会社印を押印すること。書類に不備がある場合には審査を開始せず再提出を要求する。

(2) FLJ にて審査

FLJ にて協議し申請内容が妥当であるかの審査を行う。

(3) 承認または、否認の通知

申請を受領してから 10 営業日以内に、承認または否認の通知を書面にて行う。承認された場合、例外適用の条件下において、通知された例外適用期間内に限り例外適用が許可される。否認された場合には、否認の理由を通知する。

6-2 国際フェアトレードラベル機構 例外委員会への申請

対象： カテゴリーA タイプ II

(1) 例外適用申請書の提出

[Fairtrade International Exception Policy](#) に添付されている申請書 (ANNEX1) に例外適用の理由などの必要事項を記載し、必要書類と共に FLJ へ提出する。

(2) FLJ より承認委員会へ例外適用の申請

申請内容を FLJ にて確認し、承認委員会へメールで提出する。

(3) 承認委員会による審査

受領したメールは、FLJ から 5 営業日以内に例外委員会の担当者に転送される。

承認委員会で協議し申請内容が妥当であるかの審査を行う。審査は 2 週間程度必要とする。

(4) 承認/否認の通知

承認委員会から、書面による承認または否認の通知書が FLJ に送付される。FLJ は速やかに、申請者にその通知を転送するものとする。承認された場合、通知された例外適用期間内での例外適用が許可される。

対象： その他のカテゴリーB 危険物資リストの例外、集散的例外
上記申請方法に関しては、別途 FLJ に問い合わせること。

6-3 国際フェアトレードラベル機構 ブランドインテグリティ委員会への申請

対象： 特定の状況下における認証ラベル・FSI ラベルの例外的使用

(1) 例外適用申請書の提出

[Fairtrade International Exception Policy](#) に添付されている申請書(ANNEX3)に必要事項を記載し、例外申請する製品パッケージ、販促物のデータと共に FLJ へ提出する。

(2) FLJ より承認委員会へ例外適用の申請

申請内容を FLJ にて確認し、ブランドインテグリティ委員会へメールで提出する。

(3) ブランドインテグリティ委員会による審査

ブランドインテグリティ委員会で協議し申請内容が妥当であるかの審査を行う。審査は 2 週間程度必要とする。

(4) 承認/否認の通知

ブランドインテグリティ委員会から、書面による承認または否認の通知書が FLJ に送付される。FLJ は速やかに申請者に承認/非承認の通知をする。承認された場合、通知された例外適用期間内での例外適用が許可される。

7 例外適用期間

例外適用期間は、申請内容を考慮し個別に定める事とする。ただし最大2年間とする。

8 例外適用事例の公表

FLJ が承認した例外適用事例は、国際フェアトレードラベル機構に定期的に報告され毎年公表される。ただし、例外適用に関係する事業者名は公表されない。

9 結果の異議申し立て

例外申請の結果に対しては異議申し立てをする事はできないが、苦情として受理され記録される。

改定履歴

Version	日付	改定理由
1.0	2017年8月1日	新規作成
2.0	2021年12月1日	Fairtrade International Exceptions Policy V2.0 を反映 R-11 例外規定（食品）を廃止し、R-20 に集約